



平成 27 年 5 月 19 日

各 位

会 社 名 京 浜 急 行 電 鉄 株 式 会 社  
代 表 者 名 取 締 役 社 長 原 田 一 之  
(コード番号 9006 東証第1部)  
問 合 せ 先 総 務 部 広 報 課  
(TEL : 03-3280-9122)

#### 定款一部変更に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、下記のとおり定款一部変更の件を平成 27 年 6 月 26 日開催予定の第 94 期定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、お知らせいたします。

#### 記

##### 1. 変更の目的

- (1) 国内外における当社グループの認知度向上を図るため、当社商号の英文表示を定款の記載事項とするよう、定款第 1 条の規定を変更するものであります。
- (2) 株主総会の運営について柔軟な対応を可能とするため、定款第 18 条の規定を変更するものであります。
- (3) 「会社法の一部を改正する法律」(平成 26 年法律第 90 号) が平成 27 年 5 月 1 日に施行されたことに伴い、責任限定契約を締結できる会社役員の範囲が変更されたため、定款第 25 条および第 34 条の規定を変更するものであります。

なお、定款第 25 条の変更に関しましては、各監査役の同意を得ております。

##### 2. 変更の内容

変更の内容は別紙のとおりであります。

##### 3. 日程

定款変更のための株主総会開催予定日	平成 27 年 6 月 26 日 (予定)
定款変更の効力発生日	平成 27 年 6 月 26 日 (予定)

以 上

(別 紙)

(下線は変更部分を示します。)

現行定款	変更案
<p>(商号)</p> <p>第1条 本会社は、京浜急行電鉄株式会社と称する。</p> <p>(議長)</p> <p>第18条 株主総会の議長は、取締役社長これに当たり、<u>取締役社長に事故あるときは取締役副社長、取締役副社長に事故あるときは他の取締役中の1人がこれに当たる。</u></p> <p>&lt;新設&gt;</p> <p>(社外取締役との責任限定契約)</p> <p>第25条 本会社は、会社法第427条第1項の規定により、<u>社外取締役との間に、</u>任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。</p> <p>(社外監査役との責任限定契約)</p> <p>第34条 本会社は、会社法第427条第1項の規定により、<u>社外監査役との間に、</u>任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。</p>	<p>(商号)</p> <p>第1条 本会社は、京浜急行電鉄株式会社と称し、<u>英文では Keikyu Corporation と表示する。</u></p> <p>(招集権者および議長)</p> <p>第18条 株主総会は、<u>取締役社長が招集し、議長となる。</u></p> <p>2 <u>取締役社長に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が招集し、議長となる。</u></p> <p>(取締役との責任限定契約)</p> <p>第25条 本会社は、会社法第427条第1項の規定により、<u>取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）との間に、</u>任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。</p> <p>(監査役との責任限定契約)</p> <p>第34条 本会社は、会社法第427条第1項の規定により、<u>監査役との間に、</u>任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。</p>